

令和6年10月21日

各部課等の長 殿

総務部長

令和7年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が9月9日に発表した令和6年4～6月期の実質国内総生産(GDP)は、前期比 0.7%、年率換算で 2.9%の増と、景気は足踏み状態を脱し、緩やかに持ち直している状況である。また、令和6年9月の月例経済報告でも、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」として、基調判断を据え置いた上で、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との認識を示している

2. 国政の動向等

国は、6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」いわゆる「骨太の方針」において、当面の経済財政運営について、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実際に作り出す。あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組むこととしている。

また、令和7年度の予算編成は、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速や、国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていくものとした。

これを踏まえ、7月29日に閣議了解された「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、重要な政策の選択肢を狭めることのないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう求めている。一方、年金・医療等に係る経費は、高齢化の進展に伴う自然増を見込み、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速などの重要政策過大に対応するため、「重要政策推進枠」を措置している。

このような中、国の概算要求は8月30日に締め切られた。一般会計の要求額は17兆 6,059 億円と、これまでの最高額である令和6年度の114兆 3,852 億円を上回る過去最大の水準となり、4年連続で110兆円台に達した。原油価格・物価高騰対策金額など、金額を明示しない「事項要求」も多く、最終的な予算規模は更に膨らむと見込まれ、歳出圧力の増加が懸念される。

また、6 月末時点の国の借金は 1,311 兆421億円で、過去最大を更新したと発表された。骨太の指針には、令和7年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すとともに、その進捗・成果を後戻りさせることなく、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させるとしているが、現下の状況を鑑みると、財政健全化への道のりは厳しい状況である。

3.本市の財政状況等

令和5年度の一般会計決算は、実質収支が12億 7,700 万円の黒字となった。新型コロナワクチン接種や各種給付金事業にかかる国県支出金の返還、物価高騰や賃上げなど歳出圧力の高まりによる財源不足額の拡大などもあり、堅調であった令和4年度決算から一転、収支は厳しいものとなっている。

基幹収入である市税は、賃上げに伴う個人所得割、製造業における売り上げ収益の増加による法人税割のほか、専用住宅や共同住宅等の新築棟数の増加などから、前年度より1億 3,700 万円の増収となった。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、地方財政計画の歳入歳出ギャップが広がり、臨時財政対策債が2億円の減となったものの、普通交付税が2億 8,200 万円の増と上回り、全体では8,100 万円の増収となっている。しかし、普通交付税の中には、令和6・7年度の臨時財政対策債償還費前倒し分として追加交付された臨時財政対策債償還基金費が8,600万円含まれており、実質的には減収と言えることから、歳入環境は悪化している

歳出は、既往債の償還が着実に進み、公債費の減少基調は続いている。扶助費は、臨時的要因の各種給付金事業が、新型コロナウイルス感染症対策から物価高騰対策へシフトしたことにより膨らんでおり、経常経費も障がい者や子どものための教育・保育給付費が増加した。人件費は、人事院勧告による賃上げを主要因として、職員給与費・会計年度職員給与費ともに増加している。補助費等は、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金事業の縮小から減少となり、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の規模縮小などから同様に減少しているものの、コロナ禍以前の令和元年頃と比較すると、依然として高い水準となっている。

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す指標の経常収支比率は、障がい者給付をはじめとした扶助費の財政需要の高まりや、物価高騰、給与改定などによる経常経費の増加により、92.9%と前年度比で1.8%上昇し、目標値である90%を下回っている状況である。コロナ禍からの経済活動の正常化などから、人件費や物件費といった経常経費は増加している反面、それらに充当する財源である実

質的な普通交付税は通常ベースに戻りつつあり、経常収支比率は上昇傾向にあることから、地方交付税等の依存財源の浮き沈みに左右される財政構造となっている。

今後の見通しであるが、歳入では、経済活動の正常化に伴い、個人市民税所得割や法人税割など、市民税収入は増加傾向にあるものの、経済情勢は不確実性が高いことから、継続的に増収を見込むことは難しい状況である。更に、地方交付税は通常ベースへと戻る見込みもあり、歳入環境の悪化が懸念される。

一方で歳出は、少子高齢化の進展により、社会保障関係費の自然増が避けられない中、大型建設事業である、長山地区小中一貫校の整備事業が本格化し、公共施設等の老朽化対策、小中学校 GIGA スクール端末の更新をはじめとする DX 推進経費など、様々な財政需要への対応が求められる。更に、国際的な原材料価格の上昇や労務単価の上昇、物価高騰に伴う燃料費、光熱費などの経常経費の増加が依然として続き、厳しい財政状況が続く見通しである。

4. 令和7年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和7年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和7年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1) 本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」(以下、創造ビジョン)に掲げる将来に向けた本市のあるべき姿「Creation-ともに創るまち」を念頭に、主要事業アクションプランに位置付ける事業を着実に進めること。ただし、限られた財源を効率的・効果的に活用すること、厳しい財政状況であることに留意し、各種事業の成果検証を行い、その必要性、費用対効果等を整理した上で、より質の高い予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準の維持を維持できるよう費用対効果を把握するとともに、市民ニーズの変化なども踏まえ、これまで以上に事業の目的や必要性、効果を再検証し、事業の縮小・統合も含めより効果的・効率的な事業手法への見直しを行うこと。なお、労務単価の上昇、物価上昇の高止まり等、今後の経済情勢が不透明の中での予算要求となるため、昨年度に続き、枠配分や上限枠(シーリング)の設定を見送ることとする。しかしながら、厳しい財政状況であることを念頭に置き、各部等の長を中心として、改めて既存事業の中止・縮小・統合を積極的に行うとともに、優先順位を付けを行い、一般財源ベースで前年度当初予算以内となるよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に過大に見積もることなく、抑制に努めること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「ソフト事業」「インフ

ラ・公共施設整備等」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)のみ、予算要求をできるものとする。

なお、概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選すること。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.令和7年度の予算編成の留意事項

(1) 財政運営影響額の試算等の義務付け

「財政運営の基本指針等に関する条例第19条で、総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で1億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう30年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化

条例第9条においては、公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設等総合管理計画に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを楽しむことは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初め

て確保されるという視点から、受益者負担の適正化について精査するとともに、適正な債権管理に努めること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあっては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、令和7年度は、龍ヶ崎みらい創造ビジョンに掲げる取組を着実に進めるため、アクションプランに位置付ける主要事業を推進するとともに、充実を図る分野について新たな事業を盛り込んでいる。更に、建設事業では、市道第1-380号線(佐貫3号線)整備事業や、長山地区小中一貫校整備事業などの大型建設事業が本格化する。一方で、基幹収入である市税については、継続的な増収を見通すことは難しく、地方交付税など依存財源についても通常ベースに戻りつつあることを踏まえると、歳入環境の悪化が懸念され、歳出においても、物価高騰対策や少子高齢化対策、公共施設の老朽化対応など、歳出圧力が高まり、非常に厳しい予算編成となることが想定される。各部課等の長を中心に、関係各課等と横断的に連携・調整し、各種事務事業を厳選・精査したうえで、市民のために効果的に事業を進める上で最善と思われる予算を計上されたい。